

2 教育委員会

(1) 教育委員会委員



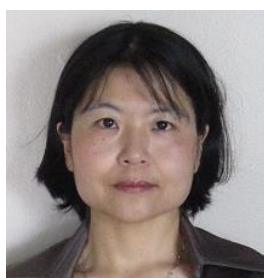
委員長 岡本 英明



委員長職務代理者 三島 康由



委員 柿原 博樹



委員 菅田 章代



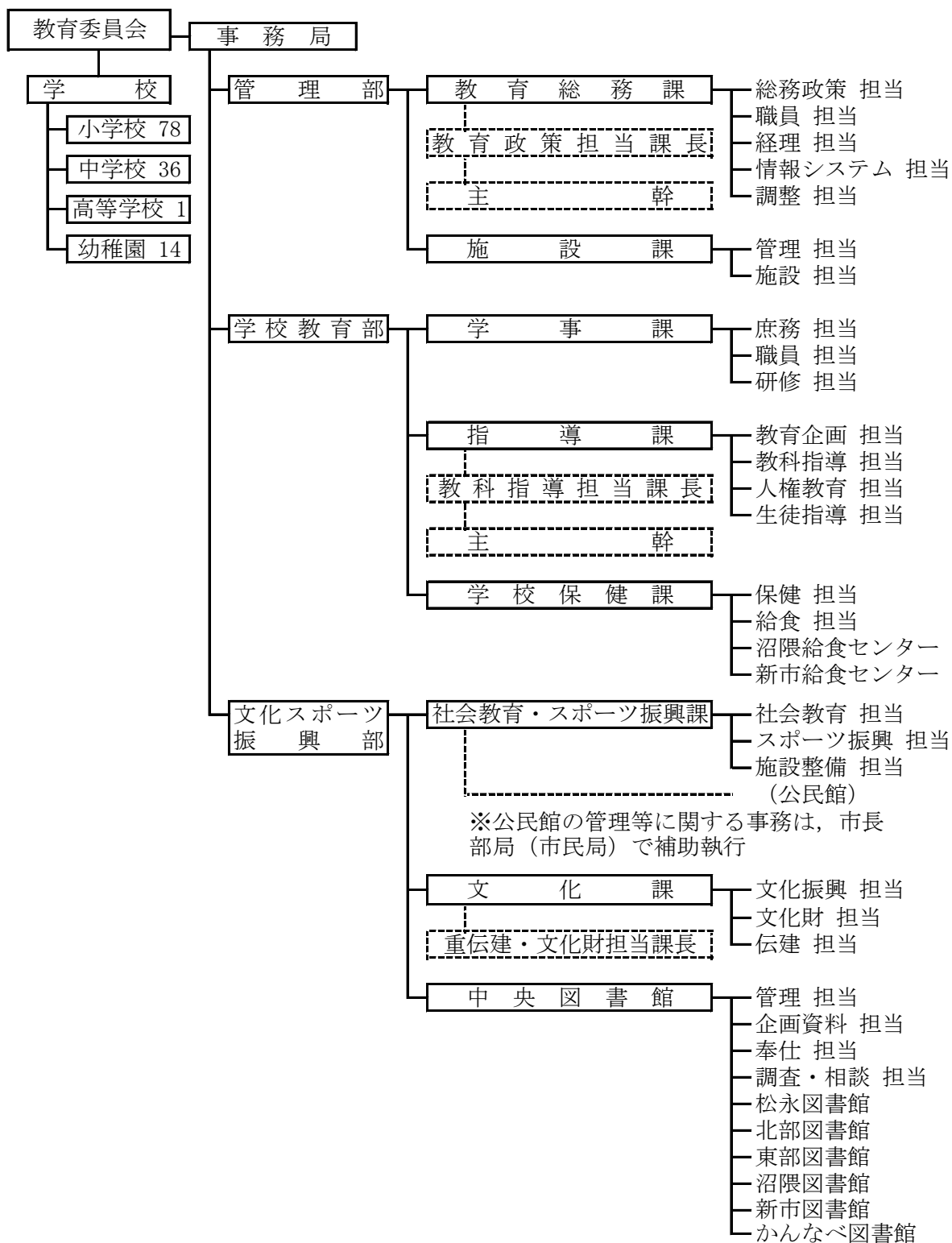
教育長 三好 雅章

2014年（平成26年）7月1日現在

職名	名前	任期
委員長	岡本 英明	2012年（平成24年）3月21日 ～2016年（平成28年）3月20日
委員長職務代理者	三島 康由	2013年（平成25年）10月25日 ～2017年（平成29年）10月24日
委員	柿原 博樹	2012年（平成24年）6月28日 ～2016年（平成28年）6月27日
委員	菅田 章代	2014年（平成26）6月29日 ～2018年（平成30年）6月28日
教育長	三好 雅章	2014年（平成26年）7月1日 ～2018年（平成30年）6月30日

(2) 教育委員会組織図

2014年（平成26年）4月1日現在



(3) 教育委員会事務局事務分掌

2014年(平成26年)4月1日現在

管理部	
教育総務課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 事務局の統括及び総合調整に関すること。 (2) 事務局の政策の立案, 総合的な企画調査及び関係部局との連絡調整に関すること。 (3) 事務局の事務事業の執行管理に関すること。 (4) 事務局内の行財政改革の推進に関すること。 (5) 教育次長の特命事項及び事務局内の重要事項に関すること。 (6) 教育委員会(以下「委員会」という。)の会議に関すること。 (7) 委員会に関する規則の制定又は改廃に関すること。 (8) 学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること。 (9) 委員会に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価並びにその公表に関すること。 (10) 委員会の公告式に関すること。 (11) 陳情請願に関すること。 (12) 公印及び証書等の保管に関すること。 (13) 文書その他の受付発送に関すること。 (14) 委員会事務局及び委員会の所管に属する教育機関の職員(県費教職員を除く。)の人事に関すること。 (15) 職員の公務災害補償請求に関すること。 (16) 公立学校共済組合に関すること。 (17) 他の教育委員会との連絡提携に関すること。 (18) 委員会の所管に係る教育行政に関する相談に関すること。 (19) 委員会の所管に係る歳入歳出予算及び決算に関すること。 (20) 委員会の所管に係る予算執行経理に関すること。 (21) 教育事務のための契約に関すること。 (22) 物品購入要求及び修繕要求の審査に関すること。 (23) 学校施設に係る物品の検収及び保管に関すること。 (24) 寄付に関すること。 (25) 教具及び教材に関すること。 (26) 福山市立幼稚園の保育料等に関すること。 (27) 私立幼稚園就園奨励費補助金に関すること。 (28) その他財務に関すること。 (29) 情報教育の企画及び推進に関すること。 (30) 教育システムの管理等に関すること。 (31) 学校関係職員の業務に係る総合調整に関すること。 (32) 職員の労働の安全衛生の総括に関すること。 (33) 現場業務の改善の総括に関すること。 (34) 各課の連絡調整に関すること。 (35) 事務局, 部及び課の庶務に関すること。
施設課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校, 社会教育施設その他の教育機関の配置計画に関すること。 (2) 教育用財産(土地)の取得, 管理及び目的除外に関すること。 (3) 教育用財産(土地)の契約及び登記に関すること。 (4) 財産台帳に関すること。 (5) 教育用財産の賃貸借に関すること。 (6) 学校, 社会教育施設その他の教育機関の新営改築事業(設計施工を除く。)に関すること。 (7) 学校, 社会教育施設その他の教育機関の施設管理及び維持修繕に関すること。 (8) 課の庶務に関すること。

学校教育部

学事課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 児童生徒の就学及び転退学に関する事。 (2) 育英奨学に関する事。 (3) 小学校及び中学校の要保護児童生徒等の教育費補助に関する事。 (4) 通学区域に関する事。 (5) 無償教科書に関する事。 (6) 諸統計に関する事。 (7) 人権教育及び学習指導に係る予算の執行調整に関する事。 (8) 学校の管理及び運営に関する事。 (9) 県費教職員の人事給与に関する事。 (10) 教員の研修に関する事。 (11) 学校及び幼稚園教職員のサービスの監督に関する事。 (12) 学校及び幼稚園の学級編制に関する事。 (13) 教員の免許に関する事。 (14) 福山市研修センターに関する事。 (15) 部及び課の庶務に関する事。
指導課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 教育課程の指導に関する事。 (2) 教科指導、生徒指導、教育相談及び進路指導に関する事。 (3) 教科用図書採択に関する事。 (4) 教育団体に関する事。 (5) 学校行事に関する事。 (6) 学力調査に関する事。 (7) 学校体育に関する事。 (8) 交通・学校安全教育に関する事。 (9) 特別支援教育に関する事。 (10) 人権教育の指導、研究推進及び総合調整に関する事。 (11) 人権教育相談に関する事。 (12) 関係機関及び諸団体との連絡調整及び指導助言に関する事。 (13) 中高一貫教育の推進に関する事。 (14) その他学校教育指導に関する事。 (15) 小中一貫教育の計画立案等に関する事。 (16) 課の庶務に関する事。
学校保健課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校及び幼稚園の保健衛生の計画及び管理に関する事。 (2) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。 (3) 保健主事に関する事。 (4) 保健関係団体に関する事。 (5) 交通安全及び学校安全に関する事。 (6) 学校の環境衛生に関する事。 (7) 独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する事。 (8) 学校給食の指導に関する事。 (9) 学校給食の献立に関する事。 (10) 学校給食会その他関係団体に関する事。 (11) 福山市沼隈給食センターに関する事。 (12) 福山市新市給食センターに関する事。 (13) 課の庶務に関する事。

文化スポーツ振興部

<p>社会教育・ スポーツ 振興課</p>	<p>(1) 社会教育全般の企画及び連絡調整に関する事 (2) 社会教育全般の情報交換及び調査研究に関する事 (3) 公民館に関する事 (4) 福山市社会教育委員会議に関する事 (5) 人権教育の推進に関する事 (6) 社会教育関係職員の研修に関する事 (7) 社会教育関係団体の指導及び育成に関する事 (8) 各種団体、教育機関等との連絡提携に関する事 (9) 放課後児童クラブ事業の設置及び運営管理に関する事 (10) 社会教育施設等の整備及び管理運営に関する事 (11) 学習情報の収集及び提供に関する事 (12) 調査、統計及び記録に関する事 (13) 社会体育振興の企画及び指導に関する事 (14) 社会体育施設の整備及び計画策定並びに管理運営に関する事 (15) 体育関係団体の指導及び育成に関する事 (16) スポーツ推進委員に関する事 (17) 公益財団法人福山市体育振興事業団に関する事 (18) その他社会体育に関する事 (19) 部及び課の庶務に関する事</p>
<p>文化課</p>	<p>(1) 文化施設の整備充実及び管理運営に関する事 (2) 文化団体の育成に関する事 (3) 芸術文化の奨励に関する事 (4) ユネスコに関する事 (5) 文化財の保存、活用及び調査並びにその指導に関する事 (6) 関係機関との連絡調整に関する事 (7) 文化財の指定及び指定解除に関する事 (8) 文化財関係事務に関する事 (9) 公益財団法人ふくやま芸術文化振興財団に関する事 (10) 公益財団法人福山市かなべ文化振興会に関する事 (11) 福山市しんいち歴史民俗博物館協議会に関する事 (12) 課の庶務に関する事</p>
<p>図書館</p>	<p>図書館は、おおむね次の各号に掲げる奉仕を行う。 (1) 図書、記録、視覚聴覚教育の資料その他必要な資料(以下「図書館資料」という。)を収集し、市民の利用に供すること。 (2) 図書館資料の目録を整備すること。 (3) 図書館資料について、その利用のための相談に応ずること。 (4) 読書会、研究会、鑑賞会、映写会、資料展示会等を開催するとともにその奨励を行うこと。 (5) 時事に関する情報及び参考資料を紹介し、及び提供すること。 (6) 学校、公民館等と緊密に連絡し、協力すること。</p>
<p>公民館</p>	<p>(公民館の事業—社会教育法第22条抜粋) 公民館は、おおむね、次の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によって禁じられたものは、この限りでない。 (1) 定期講座を開設すること。 (2) 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。 (3) 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。 (4) 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。 (5) 各種の団体、機関等の連絡を図ること。 (6) その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。</p>

(4) 職員配置状況

2014年(平成26年)4月1日現在(単位:人)

区分	主 事	技 師	指 導 主 事	管 理 主 事	司 書	学 芸 員	栄 養 士	社 会 教 育 主 事	教 諭	学 養 校 護 相 談 員・ 教 諭	(技 術 運 転 業 務 員)	(技 術 管 理 業 務 員)	(技 術 連 絡 業 務 員)	(技 術 学 校 業 務 員)	(技 術 給 食 業 務 員)	計
教育総務課	23	1			1							1		(1) 106		(1) 132
施設課	8	9														17
学事課	9		5	5												19
指導課	5		26													31
学校保健課	(1) 5		2				6								7	(1) 20
社会教育・ スポーツ振興課	14															14
文化課	12	1	1			2										16
事務局計	(1) 76	11	34	5	1	2	6					1		(1) 106	7	(2) 249
中央図書館	5				12						2					19
松永図書館					3											3
北部図書館					2											2
東部図書館					3											3
沼隈図書館					2											2
新市図書館					2											2
かんなべ 図書館					2											2
施設計	5				26						2					33
小学校															119	119
中学校										14						14
高等学校	5								41	1						47
幼稚園									58							58
学校(園) 計	5								99	15					119	238
合計	(1) 86	11	34	5	27	2	6		99	15	2	1		(1) 106	126	(2) 520

※()は派遣職員等

(5) 各種審議会等

2014年(平成26年)7月1日現在

組織名等	定数	人数	任期	委員の構成
福山市学校教育環境検討委員会	20人以内	15人	—	学識経験者, P T A関係者, 学校関係者, その他
福山市立学校通学区域審議会	30人以内	—	—	市議会議員, P T A代表, 小中学校職員代表, 学識経験者, 市職員
福山市奨学金審議会	12人以内	9人	1年	高等学校長, 中学校長, 学識経験者, 市職員
福山市教育支援委員会				
・知的障がい等教育支援委員会	16人以内	15人	2年	学識経験者, 医師, 特別支援学級を設置する小中学校長及び教職員, 特別支援学校長及び教職員, 児童福祉施設職員, 広島県東部こども家庭センター職員, 市職員, その他
・聴覚障がい等教育支援委員会	13人以内	10人		
・言語障がい等教育支援委員会	11人以内	10人		
福山市社会教育委員	16人以内	15人	2年	学校教育関係者, 社会教育関係者, 家庭教育の向上に資する活動を行う者, 学識経験者
福山市公民館運営審議会	16人以内	16人	2年	学校教育関係者, 社会教育関係者, 家庭教育の向上に資する活動を行う者, 学識経験者
福山市公民館運営委員会	各館9人	各館7~9人	2年	学校教育関係者, 社会教育関係者, 家庭教育の向上に資する活動を行う者, 学識経験者
福山市図書館協議会	10人以内	10人	2年	学校教育関係者, 社会教育関係者, 学識経験者
福山市しんいち歴史民俗博物館協議会	10人以内	6人	2年	学校教育関係者, 社会教育関係者, 学識経験者
福山市スポーツ振興審議会	15人以内	13人	2年	学識経験者, 関係行政機関の職員
福山市スポーツ推進委員	243人以内	197人	2年	学区体育会, 競技団体, 学識経験者
福山市文化財保護審議会	15人以内	15人	2年	学識経験者
福山市文化財保護指導員	14人以内	14人	2年	学識経験者
福山市伝統的建造物群保存地区保存審議会	15人以内	14人	2年	学識経験者, 関係地域を代表する者, 関係行政機関の職員, その他